

ご存知
ですか？

春、到来！ 入社・異動の季節！ 福利厚生費の思わぬ落とし穴(現物給与課税)

4月に入ると新しい社員の入社や転勤による人の異動で、給与や福利厚生についてのご質問をよくいただきます。会社が従業員などに支給するものとして、金銭以外にも制服や食事など(いわゆる“現物給与”)があります。また、福利厚生の一環として新人歓迎会や慰安旅行などを実施するケースもあるでしょう。あるいは、自社商品を安く買える制度や割安の賃料で住める社宅制度のある会社もあると思います。

しかし、会社側が、業務上の必要性から、あるいは福利

厚生の一環等として、食事の支給や慰安旅行を行ったつもりでも、税法上の一定の要件に該当しなかったために、本人に対する給与(源泉徴収の対象)として課税されることがあります。また、これが役員の場合、一定の要件に該当しないと法人税法上損金不算入(法人の経費とならない)など、所得税だけでなく法人税も追加で課税となることもあります。そこで、今回は役員や従業員に支給される現物給与について、課税上の考え方を整理し、具体的な例をご説明します。

現物給与の考え方

会社から役員や従業員に支給される金銭以外の経済的利益を一般に現物給与といいます。これらは、原則として支給された各個人の給与として給与所得等の課税の対象、源泉徴収の対象となります。

このような経済的利益(現物給与)とされるケースとして、

- 会社の資産(商品、固定資産など)を無料(あるいは低価格)で支給した場合
- 会社の土地や建物などを無料(あるいは低い賃料)で賃貸した場合
- 会社が無利息(あるいは低い利息)でお金を貸した場合
- 個人に貸付けたお金を全て(あるいは一部)免除、又は個人が負担すべき債務を会社が負担した場合

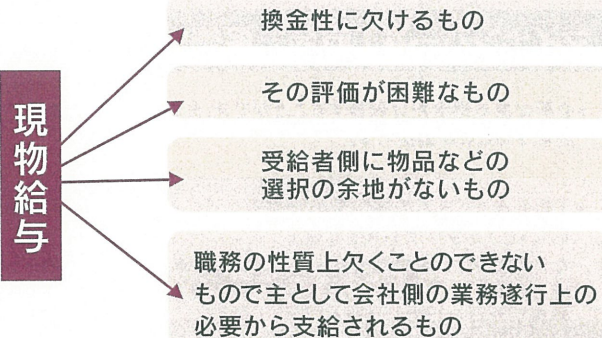
などがあげられます。

したがって、福利厚生の一環等として現物給与を支給する際には、非課税の条件を十分に確認し、実施することが大切です。下表では、法令や通達に基づいて現物給与の課税・非課税の判定をしております。

項目	課税上の取扱い	
食事の支給	● 昼食等の食事代 1・2 いずれも満たす場合 1 役員または従業員が食事代の50%以上を負担していること 2 会社の負担額が月額3,500円以下であること ● 残業又は宿日直の際の食事代 ● 深夜勤務者に対する現金支給での食事代の補助(1回の支給額が300円以下)	非課税
制服・作業服の貸与	● 職務の性質上制服を着用しなければならない人に支給される制服その他の身の回り品又はこれらのものの貸与を受ける利益(事務服、作業服等)	非課税
旅費	● 職務を遂行するために通常必要な旅行代金等 ● 転勤等に伴う転居のために通常必要な旅費代金等 ● 就職や退職等に伴う転居のために通常必要な旅費代金等 通常必要な旅行代金を超える部分は、旅行の区分に応じて、給与所得、雑所得(就職時)、退職所得(退職時)に該当します。	非課税

非課税の現物給与

しかしながら、現物給与は以下のような性質に分類され、金銭給与と異なる性質があります。そのため、課税上、金銭給与とは異なった取扱いが定められており、給与課税されないもの、または一定の要件を満たせば給与課税されないものがあります。



通勤手当	●交通機関又は有料道路を利用している場合の通勤手当及び通勤用定期乗車券の支給 ●マイカーなどで通勤している場合の通勤手当の支給 月当たり10万円が限度です。 マイカーなどの通勤による月当りの非課税限度額 <table><tr><td>片道の通勤距離</td><td>2km未満</td><td>10km未満</td><td>15km未満</td><td>25km未満</td><td>35km未満</td><td>45km未満</td><td>55km未満</td><td>55km以上</td></tr><tr><td>1ヵ月当たりの非課税限度額</td><td>(全額課税)</td><td>4,200円</td><td>7,100円</td><td>12,900円</td><td>18,700円</td><td>24,400円</td><td>28,000円</td><td>31,600円</td></tr></table> 改正されました！平成26年4月1日以降の通勤手当から適用されます。	片道の通勤距離	2km未満	10km未満	15km未満	25km未満	35km未満	45km未満	55km未満	55km以上	1ヵ月当たりの非課税限度額	(全額課税)	4,200円	7,100円	12,900円	18,700円	24,400円	28,000円	31,600円	注意	非課税
片道の通勤距離	2km未満	10km未満	15km未満	25km未満	35km未満	45km未満	55km未満	55km以上													
1ヵ月当たりの非課税限度額	(全額課税)	4,200円	7,100円	12,900円	18,700円	24,400円	28,000円	31,600円													
社宅の家賃	●従業員に対する社宅や寮等の貸与 下記の差額に対して課税 賃貸料相当額(※1)－従業員から徴収している賃貸料 ※1 賃貸料相当額(月額) その年度の家屋の固定資産税課税標準額 ×0.2%+12円× 総床面積3.3㎡ +その年度の家屋の敷地の固定資産税課税標準額 ×0.22%……(A) ●役員に対する社宅等の貸与 会社が社宅等を所有している場合(下記の差額に課税) 賃貸料相当額(※2)－役員から徴収している賃貸料 ※2 賃貸料相当額(月額) その年度の家屋の固定資産税課税標準額 ×12%(※3)+その年度の家屋の敷地の固定資産税課税標準額 ×6%× 112 ……(B) (※3)木造家屋以外の家屋については10% 他から借り受けた住宅を貸与している場合(下記の差額に課税) 下記いずれか多い金額－役員から徴収している賃貸料 1会社が他に支払う賃貸料×50% 2(B)で計算された賃貸料相当額 貸与している社宅等が小規模住宅の場合(下記の差額に課税) (A)で計算された賃料相当額－役員から徴収している賃貸料	注意	課税																		
永年勤続者に支給する記念品等	●永年にわたり勤務した役員又は従業員に対する記念品贈呈、旅行招待 1役員又は従業員の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること 2おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること	1・2いずれも満たす場合	非課税																		
創業記念品等	●創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、役員又は従業員に対し支給する記念品 1社会通念上、記念品としてふさわしいものであり、処分見込額が1万円以下のものであること 2創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間(おおむね5年以上の期間)ごとに支給するものであること	1・2いずれも満たす場合	非課税																		
レクリエーション費用・慰安旅行	●歓迎会、忘・新年会、演芸会、運動会等の行事 社会通念上一般的な費用負担額であれば非課税 ●慰安旅行(海外旅行を含む) 社会通念上一般的な費用負担額であることに加え、 1旅行期間が4泊5日以内であること 2旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること	注意	自己の都合で参加しなかった役員又は従業員に対し金銭を支給する場合、参加者・不参加者全員に支払われた金額が課税されます。	1・2いずれも満たす場合	非課税																
慶弔祝い金	●会社から役員又は従業員に対し雇用契約等に基づき支給される結婚・出産等の祝金品	その金額が支給を受ける者の地位等に照らし、社会通念上相当と認められるものについては非課税です。	課税																		

現物給与の価額は税抜?税込?

物品等の現物給与が課税扱いとなった場合、その物品等の価額に消費税が含まれている場合は、税込価額が現物給与の価額として給与課税されますのでご注意ください。

上記の表では主なものを取り上げましたが、これら以外にも法令や通達で取り決められたものが多数あります。法令や通達等と実態とを照らし合わせて十分ご確認くださいことが肝要です。

お問合せ先 **AKJ Partners**
税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス
税理士・米国公認会計士：脇屋・小川
福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351 <http://www.akj-partners.com/fukuoka/>

